

# 戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和2年6月16日  
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号。以下「法」という。）に係る平成28年2月18日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、令和元年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

## I. 戦没者の遺骨収集事業のあり方の見直しに係る検討の経緯と今後の事業の実施について

### 第1 「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」における検討について

- 法第3条第2項において、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間と規定されている平成28年度から令和6年度までの期間（以下「集中実施期間」という。）における目標設定及びその達成に向けた効果的取組、技術向上策等について提言等を行うことを目的とし、令和元年5月から同年7月にかけて、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家からなる「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催した。検討会議の中間とりまとめ（令和元年8月2日公表）において、厚生労働省に対し、具体的目標の設定や、鑑定体制の充実、南方で収集された遺留品等のない遺骨のDNA鑑定等について提言がなされた。

### 第2 「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」における検討等について

- 【これまでに収容した遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けた事例の経緯】
- 令和元年7月等に、これまでに収容した遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があることを、平成17年以降に「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」（以下「DNA鑑定人会議」という。）において指摘されながら、適切な対応が行われていなかったとの報道があった。  
また、ロシアの9埋葬地に係る597柱の遺骨について、これまでのDNA鑑定人会議において日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けていたことを同年9月に公表した。
  - その後令和元年11月に、フィリピンで収容された遺骨から採取した10検体についても日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘をDNA鑑定人会議において受けていたことを公表した。

- さらに、令和元年12月のDNA鑑定人会議において、ロシア、ミャンマー、ツバルの7事例、計94柱の遺骨について新たに日本人の遺骨ではない可能性が指摘され、公表を行った。

【事例への対応について】

- 令和元年10月以降、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）及び「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）を設置し、今般の事例の対応に関する調査及び今後の遺骨収集のあり方に関する検討を行った。
- 令和元年12月の有識者会議において、調査チームから報告書（「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム報告書」（令和元年12月23日公表））が提出され、関係者に対するヒアリング等による詳細な調査結果及びDNA鑑定は、特定の遺族と遺骨のマッチングのためにあり、それ以外は追究しないという思い込みや、遺骨収集の手順を守っていれば十分という認識等の結果として、厚生労働省は専門家の見解を軽視した、という厳しい評価に加え、厚生労働省の組織としての課題が報告された。
- ロシアの9埋葬地に係る事例の鑑定結果や、遺骨収容・鑑定のあり方等については、令和2年3月の有識者会議において、専門技術チームから報告書（「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム報告書」（令和2年3月25日公表））が提出され、ロシアの9埋葬地のうち、7埋葬地が日本人を主体とした埋葬地ではなく、2埋葬地については日本人の名簿登載者が含まれる埋葬地であったが、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地であったとの鑑定結果が示された。  
また、今後の遺骨収容・鑑定のあり方について、DNA鑑定等で所属集団の推定を行うことが必要であり、科学的鑑定を行う前に焼骨を行うべきではないとの意見が同報告書において示された。
- 調査チームの報告と専門技術チームの報告を踏まえ、令和2年5月に「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」（※）から厚生労働省に対し、今後の遺骨収集事業のあり方及び再発防止策に関する提言（「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」事案についての有識者会議の意見」（令和2年5月14日公表））がなされた。

※ 令和2年4月から、有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」へ変更。

- 当該提言等を踏まえ、同月に厚生労働省から有識者会議に対して、今後の遺骨収集事業のあり方及び実施体制の整備についての方針（「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和2年5月21日公表））を報告した。

【厚生労働省の方針（今後の遺骨収集事業のあり方及び実施体制の整備についての方針）の主な内容】

- 上記の方針の主な内容は以下のとおり。

＜ガバナンスの強化、情報公開＞

- ・ 遺骨収集事業全般に関し外部有識者の意見を頂く場として、有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、役割を明確化
- ・ 有識者会議への定期的な事業実施状況及びネガティブ情報の報告
- ・ 事業全般の進捗管理の徹底のため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置
- ・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定
- ・ 適切な引継ぎ及び局内での情報共有の実施並びにインシデント・アクシデントレポートの作成
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開

＜収容・鑑定のあり方の見直し＞

- ・ 遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ進めることが重要
- ・ 埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を詳細に記録
- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管
- ・ 検体のDNA分析等に基づく専門家による総合的な判断の下、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位について現地での焼骨及び本邦への送還を実施

＜実施体制の整備＞

- ・ 戦没者遺骨の所属集団の鑑定を社会・援護局の業務として正式に規定
- ・ 戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）の設置
- ・ 遺骨の鑑定に関する外部の専門家の登用
- ・ DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化

### 第3 今後の事業の実施について

- 令和2年度から集中実施期間の後半5年間を迎えるにあたり、政府一体となって遺骨収集事業の取組をより一層推進するため、令和元年12月に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する関係省庁会議」を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略（以下「推進戦略」という。）を決定した。また、推進戦略に基づき、毎年度実施計画を定めることとしており、厚生労働省は、令和2年3月に令和2年度の実施計画（別添）を定めた。当該実施計画においては、推進戦略において戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査（以下「現地調査」という。）を加速化することとしたことを踏まえ、現地調査の派遣回数を昨年度からほぼ倍増させることとした。
  
- 今後は、検討会議の提言や、推進戦略及び実施計画、令和2年5月21日公表の「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」にて示した方針に沿って、収容・鑑定のあり方を見直すとともに、科学的鑑定を総合的に実施できる体制を整備して、事業を実施していくこととしている。

## Ⅱ. 令和元年度の戦没者の遺骨収集事業実施実績について

### 第1 指定法人の事業計画の策定及び指導監督等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が令和元年度に行う業務について、平成31年3月に「平成31年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は、同指針の内容に即して事業計画書を作成し、同月に厚生労働省に提出した。  
厚生労働省は、平成31年4月に指定法人と委託契約を締結し、同月から、事業計画に基づき、指定法人による令和元年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。
- 指定法人は、法第12条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、平成30年度の事業報告書及び収支決算書は令和元年6月に厚生労働大臣に提出された。
- 厚生労働省は、令和元年7月に、平成30年度における指定法人の法人運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。この結果等を踏まえ、同年10月に有識者会議を開催し、平成30年度の遺骨収集事業の実施状況等について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言をいただいた。

## 第2 情報の収集等

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）では、集中実施期間において、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査といった、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組む、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

### 1. 米国で保管されている資料の取得並びに情報の精査及び分析

- 平成27年度以降、米国海軍資料館（米国海軍工兵博物館）で保管されている全ての文書について機密指定解除に向けた働きかけを行った結果、令和2年4月に機密指定が解除された。今後、資料の取得並びに情報の精査及び分析を行うこととしている。

### 2. 令和元年度に実施した現地調査

- 指定法人が、ミャンマーへ3回、パラオ諸島へ3回、東部ニューギニア（パプアニューギニア独立国）へ6回、ビスマーク・ソロモン諸島（パプアニューギニア独立国1回、ソロモン諸島3回）へ4回、インドへ2回、ミクロネシアへ1回、マリアナ諸島へ5回、鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖へ1回、派遣団員を派遣し、情報の所在地まで踏査し遺骨の有無を確認した。

また、厚生労働省が指定法人の協力を得て、旧ソ連地域へ5回（イルクーツク州・ブリヤート共和国、ザバイカル地方及びカザフスタン共和国各1回、並びにハバロフスク地方2回）にわたり派遣団員を派遣し、埋葬地調査や遺骨の有無を確認した。

この他、厚生労働省がフィリピンへ1回、職員を派遣し、遺骨鑑定人等の同行の上で情報の所在地まで踏査し遺骨の有無を確認した。

上記のように、現地調査を実施し、遺骨が確認できた場合には、検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨収容を実施することとしている。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和元年度末に実施予定であったパラオ諸島、マリアナ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島の現地調査を中止した。

【参考：令和元年度現地調査実施状況】 ※現地調査の結果、遺骨の発見に至らない場合もある。

調査地域	派遣場所	派遣期間
<b>【指定法人が実施】</b>		
ミャンマー	ザガイン地方域、チン州	10.15～10.30 (16日間)
	シャン州、バゴー地方域、モン州	12.2～12.15 (14日間)
	マンダレー地方域、マグウェイ地方域、バゴー地方域	1.8～1.21 (14日間)
パラオ諸島	ペリリュウ島、アンガウル島、ゲドブス島	5.26～6.4 (10日間)(注1)
	ペリリュウ島	7.15～7.25 (11日間)(注1)
	ペリリュウ島、アンガウル島、ゲドブス島	9.4～9.17 (14日間)(注1)
東部ニューギニア	モロベ州	6.1～6.14 (14日間)
	東セピック州、サンダウン州	6.29～7.13 (15日間)(注2)
	ミルンベイ州、オロ州	8.24～9.7 (15日間)(注2)
	オロ州	8.24～8.31 (8日間)(注2)
	東セピック州	11.9～11.22 (14日間)(注2)
	モロベ州	12.7～12.20 (14日間)(注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	5.18～6.2 (16日間)
	ガダルカナル島	7.20～8.3 (15日間)
	ニューブリテン島	9.21～10.5 (15日間)
	ガダルカナル島	10.22～11.1 (11日間)
インド	マニプール州、ナガランド州	9.8～9.22 (15日間)(注3)
	マニプール州、ナガランド州	11.10～11.24 (15日間)(注3)
ミクロネシア	ヤップ州ウルシー環礁 (アソール島、ソローレン島、プタンゴラス島、ヤップ島)	1.21～1.29 (9日間)(注1)
マリアナ諸島	テニアン島	6.13～6.26 (14日間)
	グアム島	7.5～7.16 (12日間)(注1)
	サイパン島	8.20～8.31 (12日間)
	テニアン島	9.17～9.28 (12日間)
	グアム島	10.30～11.8 (10日間)
日本	鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖	6.24～6.28 (5日間)

**【厚生労働省が実施】**

旧ソ連	イルクーツク州・ブリヤート共和国	5.26～6.9 (15日間)
	ハバロフスク地方	5.28～6.9 (13日間)
	ザバイカル地方	5.28～6.9 (13日間)
	カザフスタン共和国	6.10～6.25 (16日間)
	ハバロフスク地方	6.23～7.2 (10日間)
フィリピン	カガヤン州、イサベラ州、ヌエバビス カヤ州、ベンゲット州、パンガシナン 州、タルラック州	11.4～11.16 (13日間) (注1)

(注1) 米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注2) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注3) 英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

### 第3 戦没者の遺骨収集等

- 戦没者の遺骨収集については、上記第2の調査において収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。

#### 1. 令和元年度中の遺骨収集等の実施状況

- 指定法人が、東京都小笠原村硫黄島（以下単に「硫黄島」という。）へ4回、パラオ諸島へ2回、マリアナ諸島へ3回、東部ニューギニア（パプアニューギニア独立国）へ1回、ビスマーク・ソロモン諸島（ソロモン諸島1回）へ1回、旧ソ連地域へ4回（イルクーツク州・ザバイカル地方及びカザフスタン共和国各1回、並びにハバロフスク地方2回）、樺太へ1回の計16回の派遣を行い、348柱の遺骨を収容した。  
これらの他、厚生労働省が沖縄県において収容した1柱及び沖縄県に委託して収容した58柱を含め、令和元年度の遺骨収容数は、総計で407柱である。
- また、本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式を行っており、令和元年度は、5回の遺骨引渡式を行った。
- 令和2年2月以降、令和元年度内に予定していた海外への派遣（東部ニューギニア、ミャンマー等）については、遺骨収集事業の見直しを行っている中であることや、遺族の団体の意見等を踏まえ、実施を令和2年度に延期することとした。

【参考：令和元年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数
日本	【沖縄県が実施】		
	沖縄		58（注1）
	【厚生労働省が実施】		
	沖縄	2.24～3.1（7日間）	1
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	7.23～8.7（16日間）	3
		9.24～10.8（15日間）	4
		11.26～12.11（16日間）	0
1.29～2.14（17日間）		4	
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、 オモカン島	9.4～9.17（14日間）	5（注2）
		11.30～12.13（14日間）	5
マリアナ諸島	サイパン島	5.13～5.24（12日間）	236
	グアム島	7.5～7.16（12日間）	13（注3）
	サイパン島	11.11～11.22（12日間）	5
東部ニューギニア	ポートモレスビー	2.17～2.21（5日間）	0（注4）
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	11.30～12.13（14日間）	5
旧ソ連	イルクーツク州・ザバイカル 地方	7.23～8.7（16日間）	8
	ハバロフスク地方	7.23～8.7（16日間）	11
	カザフスタン共和国	8.19～9.4（17日間）	8
	ハバロフスク地方	8.20～9.4（16日間）	34
樺太	樺太	11.6～11.14（9日間）	7（注5）
アメリカ	【厚生労働省が実施】		
	ハワイ州	4.14～4.21（8日間）	0（注6）
	ハワイ州	10.31～11.2（3日間）	0（注6）
合計			407

（注1）現在柱数を鑑定中のため暫定値である。そのため全体の合計にも変更が生じる可能性がある。

（注2）現地調査において遺骨を送還したもの。

（注3）グアム歴史保存局等から在ハグニャ日本国総領事館に引き渡された遺骨を受領するために派遣したもの。

（注4）オーストラリア陸軍未収容戦没者部から在パプアニューギニア日本国大使館に引き渡された遺骨（検体）を受領するために派遣したもの。

（注5）ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

（注6）米国防総省捕虜・行方不明者調査局が保管している遺骨（検体）を受領するために派遣したもの。

#### 第4 戦没者の遺骨の身元特定のための鑑定及び伝達

- 収容した遺骨については、遺族にお渡しするために、原則として記名のある遺留品等、戦没者を特定する手掛かり情報がある場合に、全国12の大学に委託し、身元特定のためのDNA鑑定を行っている。
- 令和元年度は、257件の鑑定結果が得られ、そのうち25件について身元が判明したため、身元が判明した遺骨の内17柱と、平成30年度に身元が判明した遺骨5柱の計22柱を遺族へ引き渡した。
- 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、平成28年度から、沖縄県内の4地域で収容された遺骨について、平成29年7月からは、対象を県内の10地域で収容された遺骨に拡大し、試行的にDNA鑑定を実施している。  
また、令和元年度以降は、沖縄県が未焼骨で保管している遺骨についても、DNA鑑定の対象とする等、上記の試行的な取組を拡充して対応することとした。  
さらに、沖縄での試行的な取組の結果や、検討会議の中間とりまとめも踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨についても、令和2年4月から、公募により、試行的に取組を実施している。
- なお、検体の対象部位については、DNA鑑定人会議の専門家の意見を踏まえ決定しているが、当該中間とりまとめも踏まえ、DNA抽出の可能性を高めるため、令和元年度秋以降の収集から、歯及び四肢骨に加え、頭蓋骨（側頭骨の錐体部）も検体の対象とすることとした。
- 遺族が判明せずお渡しができなかった遺骨については、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しており、令和元年5月に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、平成29年度以前に収容した925柱の遺骨を納骨した。

## 第5 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関と連携し、以下の関係国の政府と協議等を行った。

### 1. インドネシア

平成27年11月以降、インドネシア政府との協力覚書の期間終了に伴い、インドネシアにおける遺骨収集事業が一時中断していたが、当該事業を再開するためのインドネシア政府との国際約束について、平成31年3月に交渉妥結に至り、令和元年6月に日・インドネシア遺骨収集協定の署名に至った。

同協定は、我が国とインドネシアとの間で、第二次世界大戦の間にインドネシアのパプア州及び西パプア州において亡くなった日本の兵士の遺骨収集事業の実施に係る手続等について定めるものであり、今後のインドネシアにおける遺骨収集事業は同協定に基づき実施する。

同協定署名後、同協定に基づく遺骨収集事業の早期再開に向け、インドネシア政府との間で複数回の協議を行った。

### 2. ウズベキスタン

令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側から資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう、ウズベキスタン政府との間で協議を開始した。

### 3. ロシア

上記Iの第2に記載のとおり、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱いや、今後の遺骨収集事業の実施等に関し、令和元年度中にロシア政府と複数回協議を行った。

## **第6 遺骨収集等に係る予算額**

- 遺骨収集等に係る予算額は、令和元年度は2,361百万円、令和2年度は3,004百万円である。検討会議の提言などを踏まえ、令和2年度予算では、遺骨の鑑定に係る予算を大幅に増額し、体制の強化を図っている。

## **第7 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発**

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。
- また、令和元年5月に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において、戦没者の慰霊事業について、ポスターの展示及びパンフレットの配布を実施した。

## **第8 関係行政機関との連携協力**

### **1. 外務省との連携協力**

- 上記第5に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。  
また、戦没者の遺骨収集事業を実施するに当たり、海外での遺骨収集事業が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省との間では、平成25年7月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

### **2. 防衛省との連携協力**

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等のほか、平成30年度から令和元年度にかけて、高性能地中探査レーダの開発、同レーダによる滑走路地区の再探査実施等の支援を得た。



## 令和2年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和2年3月  
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和2年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

## 1. 南方等戦闘地域

## 【現地調査】

- ミャンマー5班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア8班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン13班、インドネシア3班、その他地域8班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	チン州、ザガイン地域、シャン州、カレン州、カヤー州、マグウェイ地域、マンダレー地域、モン州、バゴー地域等	5月中旬 ～ 6月上旬
		10月中旬 ～ 10月下旬
		11月上旬 ～ 11月下旬
		12月上旬 ～ 12月中旬
		3月上旬 ～ 3月中旬
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島、グアム島、パガン島	6月下旬 ～ 7月上旬
		7月中旬 ～ 7月下旬
		8月中旬 ～ 8月下旬
		9月上旬 ～ 9月下旬
		10月下旬 ～ 11月上旬
		1月下旬 ～ 2月上旬
		2月上旬 ～ 2月下旬
		3月上旬 ～ 3月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、コロール州等	5月下旬 ～ 6月上旬
		7月下旬 ～ 8月中旬
		9月中旬 ～ 9月下旬
		2月下旬 ～ 3月中旬

トラック諸島	沈没艦船	9月頃	
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃	
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	5月下旬	～ 6月中旬
		6月下旬	～ 7月中旬
		7月下旬	～ 8月上旬
		8月下旬	～ 9月中旬
		9月下旬	～ 10月上旬
		10月下旬	～ 11月上旬
		11月上旬	～ 11月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島等	5月下旬	～ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬	～ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬	～ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬	～ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬	～ 12月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬	～ 2月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬	～ 9月下旬
		11月中旬	～ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット州、ラウニオン州、パンパンガ州、セブ島、ネグロス島、パ	8月上旬	～ 8月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		11月上旬	～ 11月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		1月中旬	～ 1月下旬

	ナイ島、ギマラス島、 レイテ島	1月中旬 ~ 1月下旬
		2月中旬 ~ 2月下旬
		2月中旬 ~ 2月下旬
		3月上旬 ~ 3月中旬
インドネシア	パプア州・ビアク島	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノク ワリ・ヤカチ	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ジャヤプ ラ市	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オースト ラリア、北ボルネオ、 モンゴル、鹿児島県 西之表市喜志鹿崎、 ミクロネシア連邦、 ギルバート諸島	5月下旬 ~ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナアン島等	11月頃
パラオ諸島	ペリリュウ島、アングウル島	11月下旬 ~ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ~ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	ギルバート諸島、モ	6月末頃 ~ 12月頃

	ンゴル、樺太・千島、 バングラデシュ、鹿 児島県西之表市喜志 鹿崎	
--	--	--

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

## 2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

### 【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。  
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程	
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬	～ 6月上旬
		6月中旬	～ 6月下旬
	沿海地方	9月中旬	～ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬	～ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

### 【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。  
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程	
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬	～ 8月上旬
		8月下旬	～ 9月上旬
		8月下旬	～ 9月上旬
	イルクーツク州	7月下旬	～ 8月上旬

カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月下旬	～	9月上旬
--------	---------------------	------	---	------

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

- ロシア連邦政府等から名簿はあるが場所が不明な埋葬地について情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

### 3. 情報のない未收容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、本年4月に機密指定が解除されることを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。  
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して進める。

### 4. 相手国・地域の事情により收容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により收容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。  
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年12月に開催された日・ウズベキスタン首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた御遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を開始したところ、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

#### 5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、関係者や有識者、関係省庁等と、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等についての会合等を行い、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。

#### 6. 戦没者遺骨の鑑定

- 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」から示される、日本人戦没者である可能性の確認方法等についての提言を踏まえ、早急に方針を策定し、具体的な鑑定体制の強化を図る。

#### 7. その他

- 本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。